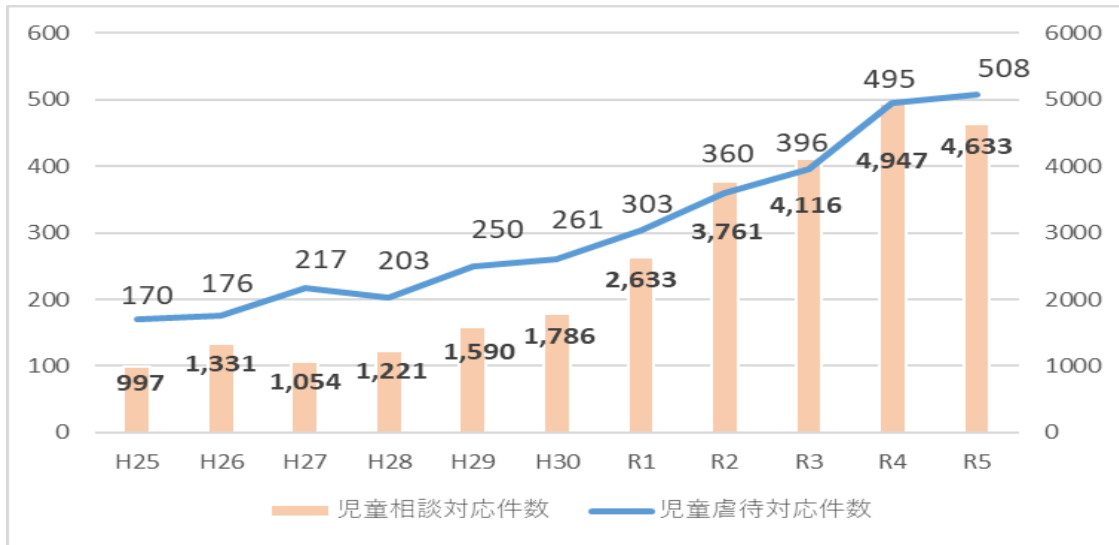


児童虐待の現状と対応状況

資料 3-10

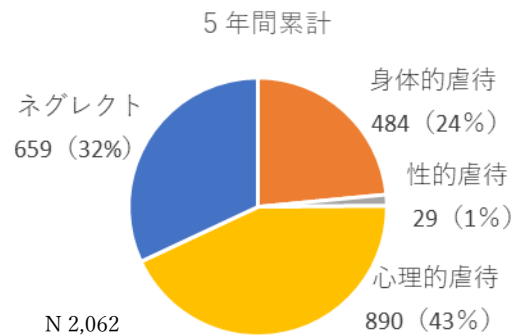
1. 児童虐待の現状 (R5 は暫定値)

(1) 児童虐待対応件数及び児童相談対応件数



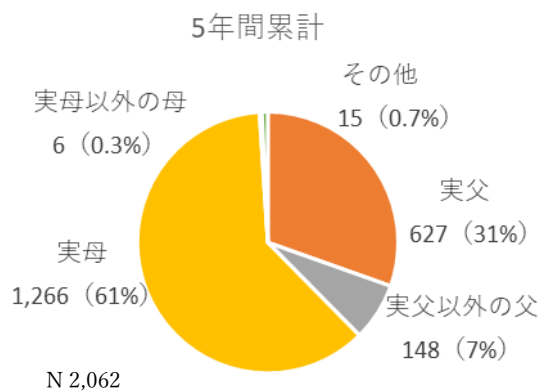
(2) 虐待の種類別対応件数

虐待の種類	R1	R2	R3	R4	R5
身体的虐待	69 22.8%	87 24.2%	100 25.3%	114 23.0%	114 22.4%
性的虐待	3 1.0%	3 0.8%	5 1.3%	9 1.8%	9 1.8%
心理的虐待	142 46.9%	172 47.8%	174 43.9%	191 38.6%	211 41.5%
ネグレクト	89 29.4%	98 27.2%	117 29.5%	181 36.6%	174 34.3%
総数	303	360	396	495	508



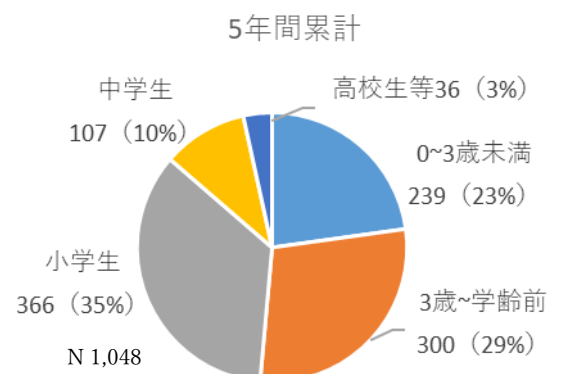
(3) 虐待者別対応件数

虐待者	R1	R2	R3	R4	R5
実父	82 27.1%	123 34.2%	127 32.1%	137 27.7%	158 31.1%
実父以外の父	32 10.6%	36 10.0%	29 7.3%	21 4.2%	30 5.9%
実母	187 61.7%	199 55.2%	236 59.5%	332 67.1%	312 61.4%
実母以外の母	1 0.3%	1 0.3%	1 0.3%	1 0.2%	2 0.4%
その他	1 0.3%	1 0.3%	3 0.8%	4 0.8%	6 1.2%
総数	303	360	396	495	508



(4) 年齢別対応件数 (新規受付分のみ)

虐待の種類	R1	R2	R3	R4	R5
0~3歳未満	37 26.4%	52 30.4%	39 20.4%	60 20.6%	51 20.1%
3歳~学齢前	35 25.0%	41 24.0%	63 33.0%	90 30.8%	71 28.0%
小学生	51 36.4%	59 34.5%	65 34.0%	93 31.9%	98 38.6%
中学生	11 7.9%	15 8.8%	16 8.4%	41 14.0%	24 9.4%
高校生・その他	6 4.3%	4 2.3%	8 4.2%	8 2.7%	10 3.9%
総数	140	171	191	292	254



2. 対応状況

◆要保護児童対策地域協議会※1の主な取組

取組	事業内容
代表者会議（年1回）	各機関・団体の代表者により、協議会の活動計画・予算等の審議、児童相談状況の報告、情報交換等を行う。
実務者会議（年12回）	虐待ケース及び特定妊婦ケースの定期的な進行管理を行う。（特定妊婦・乳幼児部会、児童生徒部会）
庁内ネットワーク会議	庁内各部署の職員が、児童虐待の視点を十分に持って業務にあたり、緊密な連携を図ることができる体制を構築するために開催。
個別ケース検討会議（随時）	個別ケースに直接かかわる関係機関が、ケースの情報共有や具体的な支援内容、役割分担等を検討する。
オレンジリボンキャンペーン	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間の11月に、ゆめタウン久留米や百年公園（農業まつり）にて啓発物品やチラシを配布する（2,000部）。また、市内の公共施設等にオレンジツリーやオレンジ・パープルツリーのほか、児童虐待防止推進に関するポスター、チラシを設置するとともに、関係者がオレンジリボンを着用し、児童虐待防止をPRする。
子ども理解を深めるための連続講座	子どもへの虐待防止を目指し、県・市・民間団体が協働で3連続講座を開催する。
子どもの権利等に関する地域向け研修会	地域・教職員・保護者が一体となり地域全体で子育て支援に取り組み、児童虐待の発生予防や早期発見を行うことを目的に、地域団体と協働で実施する。

※1 要保護児童対策地域協議会とは、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等※2の早期発見や適切な保護、子どもや保護者への支援を、関係機関が連携し対応する組織。

- ※2 ①要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
 ②要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者
 ③特定妊婦：出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

◆児童虐待対策事業の主な取組

取組	事業内容
子どもの権利等啓発事業（CAPプログラム）	子どもがいじめ・虐待・体罰・性暴力など、さまざまな暴力から自分の心とからだを守る予防教育プログラム。プログラムを通して、自らの権利や相談方法、相談先などを学ぶ。
子どもの権利等啓発事業（子育て応援動画の配信）	子育てをする保護者等を対象に、子育てに不安や悩みを感じた際に気軽に子どもとの関わり方等を知ることができるよう動画を配信（各月5本）。
支援対象児童等見守り強化事業	民間支援団体が子育て家庭の居宅を訪問する等し、食事の提供、学習・生活支援等を通して、家庭や児童の見守りを行う。
家事・育児訪問支援事業	児童の養育について支援が必要な家庭に対し、家事援助者を派遣することにより、安定した児童の養育環境を確保する。
子育て支援訪問事業	育児用品の配布を通じて、養育環境の把握を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、継続した支援につなげ、児童虐待の未然防止を図る。
子育てサポーター養成講座	「みんなで子育て・のびのび子育て・らくらく子育て」を実現し、虐待のない笑顔あふれるまちにするための支援者向けの連続講座を開催する。